おむつおとどけ みきちい原

~ 申請から見守り訪問までの流れ ~

①「申請」

令和5年4月2日以降生まれで近江八幡市に在住するお子様がいるご家庭

⇒対象となるお子さまの保護者さまに、子育て支援課から申請書を送付しますので、 **返信用封筒にてご返送**ください。

令和6年2月5日以降に本市に出生届を提出された方

⇒出生届の際に**市子育て支援課、安土町総合支所安土未来づくり課の窓口**で申請を 受け付けます。



②「決定通知」

申請月の翌月頃に「決定通知書」「育児用品カタログ」がご自宅に郵送されます。 また、近江八幡市より、申請された方の「見守り訪問」を委託業者である「生活協同組合 コープしが」に依頼をします。



③「コープしが から電話でのご連絡」

後日、コープしが より申請書にご記入いただいた電話番号に連絡が入ります。 育児用品カタログから、ご希望される育児用品をお伝えください。



④「見守り訪問」

満1歳のお誕生月まで月に1回、コープしがの配達員が希望された育児用品や 子育て情報等をお届けにご自宅へお伺いします。(令和6年4月に限り、お子様の誕生月により複数月分がまとめて宅配される場合があります。)



コープしがの配達員さんが、パパやママ、お子さんと直接お出会いして商品をお渡しします。

配達員さんは子育て経験のある方です。

子育ての悩みやお困りごとがありましたら、

お気軽に相談ください。